

## 茨木市立図書館リサイクル資料の譲与に関する要綱

### (目的)

第1 この要綱は、茨木市立図書館資料除籍要領に基づき除籍した資料のうち、茨木市財務規則（平成3年茨木市規則第15号）第239条第1項第1号に規定する不用の決定がなされた図書及び雑誌（以下「リサイクル資料」という。）の再活用を図り、もって資源の保護と市民の読書活動に資することを目的とする。

### (譲与対象の優先順位)

第2 リサイクル資料の譲与を受けることができるもの（以下「譲与対象」という。）の優先順位は、次のとおりとする。

- (1) 市立施設及び公共施設
- (2) 本市に居住、又は通勤・通学の者
- (3) その他中央図書館長が必要と認めた者

### (譲与冊数)

第3 譲与の冊数は、中央図書館長が別に定めるものとする。

### (譲与の方法)

第4 譲与の方法は、次のとおりとする。

- (1) 第2第1号に掲げる施設に譲与する方法は、原則として、中央図書館長が指定する日に、中央図書館が展示する場所において、当該施設が選択する方法で行う。
- (2) 第2第2号及び第3号に掲げる者に譲与する方法は、原則として、中央図書館が展示する場所において、当該譲与者が選択する方法で行う。

### (譲与の手続)

第5 中央図書館長は、リサイクル資料の公平な譲与を実施するため、広報紙で周知する。

- 2 譲与するリサイクル資料は、除籍済みのシール（別記様式1・2）をリサイクル資料のバーコードの上及び背ラベルの上に貼付するとともに、ゴム印（別記様式3）を押印する。

### (順守義務)

第6 リサイクル資料の譲与を受けたものは、譲与を受けたリサイクル資料を売却する等営利目的に利用してはならない。

### (その他)

第7 この要綱の施行について必要な事項は、中央図書館長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 15 年 7 月 23 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 3 月 26 日から実施する。